

犬山市集会所等建築費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習活動の振興を図るため、町内会や地縁団体等市民の自治組織（以下「町内会等」という。）が管理運営する公民館及び各種集会所施設（以下「集会所等」という。）の新築、改築又は修理（以下「実施事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 集会所等とは、町内会等が設置し、かつ所有する施設で、学習、集会等、自治活動の用に供する施設をいう。
- (2) 新築とは、集会所等を新たに建築することをいう。
- (3) 改築とは、既存の集会所等を取り壊し、新たに建築することをいう。
- (4) 修理とは、既存の集会所等の増築、改装、改修又は修繕をすることをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる実施事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 集会所等は、町内会等の所有で、1棟の延面積が40㎡以上であること。
- (2) 実施事業に係る経費が、50万円以上であること。
- (3) 集会所等の敷地は、町内会等が所有し、又は借り受けた土地であること。ただし、借地である場合には、長期にわたり借用できることが確実なものであること。
- (4) 当該年度内に実施事業が完了することが確実であること。

2 前項のほか、特に市長が必要と認める場合は、補助金交付の

対象とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱に基づく補助金は、次条に規定する補助金交付申請書により市長が交付決定した実施事業に要する経費に対し、次の表に示す額の範囲内で交付するものとする。ただし、一の町内会等につき一の集会所等に係る実施事業に要する経費に対してのみ補助金を交付するものとし、補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

事業の区分	補助金額	補助金額の上限
新築又は改築	実施事業に要する経費の2分の1	500万円
修理	実施事業に要する経費の2分の1	100万円

2 前項の規定にかかわらず、実施事業に対し、本要綱によらない国、県、市その他の団体からの補助金等が交付される場合は、当該補助金等の額を実施事業に要する経費の額から控除するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする町内会等(以下「申請者」という。)は、犬山市集会所等建築費補助金交付申請書(様式第1)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、修理の場合は同条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 実施事業を行う位置を示す略図
- (2) 敷地実測図
- (3) 集会所等の平面図及び立面図
- (4) 見積書の写し
- (5) 所有者が町内会等に対し当該土地を長期間貸し出す旨を承諾したことを証する書類(借地の場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査を行い、補助金の目的、内容及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付の決定をし、犬山市集会所等建築費補助金交付決定通知書（様式第 2）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第 7 条 申請者が、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 5 日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業変更による決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をした後において天災地変その他の事情により事業の変更の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業の遂行)

第 9 条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、申請者に適正に執行させるため必要に応じ、申請者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(計画変更)

第11条 申請者が、第6条の規定による通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 犬山市集会所等建築費補助事業計画変更承認申請書(様式第3)

(2) 計画変更後の内容がわかる書類(契約書の写し等)

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

(補助事業開始の届出等)

第12条 第6条の規定による通知を受けた申請者が、補助事業に着手したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 犬山市集会所等建築費補助事業(工事)着手届(様式第4)

(2) 工事請負契約書の写し

(実績報告)

第13条 申請者は、補助事業完了後1月を経過する日又は事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 犬山市集会所等建築費補助事業実績報告書(様式第5)

(2) 工事着工前及び工事完了後の写真

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築主事の検査済証の写し(建築基準法により申請不要の場合は除く。)

(4) 領収書等の写し

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条第1号の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、犬山市集会所等建築費補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。この場合において、概算払を受けようとする申請者は、犬山市集会所等建築費補助金概算払請求書（様式第7）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第15条 申請者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（検査）

第16条 市長は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため、申請者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び集会所等を検査することができる。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取消し、若しくはすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告又は施工に不正な行為があつ

たとき。

(5) その他この要綱に違反したとき。

(変更決定通知等)

第18条 市長は、第8条、第11条第2項又は前条の規定により、当該補助金の交付の変更をした場合は、犬山市集会所等建築費補助金変更決定通知書（様式第8）により当該申請者に通知しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

（表）

犬山市集会所等建築費補助金交付申請書

年 月 日

犬山市長 様

申請者

町内会等の名称 _____

代表者 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

年度において、犬山市集会所等建築費補助事業を実施したいので、次のとおり申請します。

申 請 額 金 _____ 円

集会所等の 名 称		事業の区分	新築・改築・修理
集会所等の 所 在 地			
施 行 期 間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
施 行 理 由			
計 画 概 要	構造等	木造 ・ 鉄筋 ・ 鉄骨	階建て
	建築面積		m ²
	延床面積		m ²
	敷地の所有	自己所有 ・ 借地	
	工事内容 (修理の場合)		

(裏)

補助金申請額の 算出基礎	
町内会等加入世帯数	戸 (年 月 現在)

予算額調

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
	円	
市補助金	円	
計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
	円	
計	円	
(収入－支出) 残額	円	

※添付書類

- (1) 実施事業を行う位置を示す略図
- (2) 見積書の写し

新築及び改築の場合は、上記に加えて

- (3) 敷地実測図
- (4) 集会所等の平面図及び立面図

借地の場合は、上記に加えて

- (5) 町内会等に対し当該土地を長期間貸し出す旨を承諾したことを証する書類

様式第2（第6条関係）

犬山市集会所等建築費補助金交付決定通知書

犬山市指令第 号
年 月 日

町内会等の名称

代表者

住 所
氏 名

様

犬山市長

印

犬山市集会所等建築費補助金交付決定額 金 _____ 円

ただし、年 月 日付申請のあった犬山市集会所等建築費補助事業に対し次の条件を付して補助金を交付します。

条 件

- 1 犬山市補助金等交付規則及び犬山市集会所等建築費補助金交付要綱に従わなければならない。

備 考

- 1 計画を変更する場合は、「犬山市集会所等建築費補助事業計画変更承認申請書」を提出すること。（添付書類：変更契約書の写し等計画変更後の内容がわかる書類）
- 2 補助事業完了後1月を経過する日か事業を実施した年度の末日のいずれか早い日まで、「犬山市集会所等建築費補助事業実績報告書」を提出すること。
- 3 補助金の支払いを受けようとするときは、「請求書」を提出すること。
- 4 地方自治法第199条第7項の規定により市の監査委員が補助事業に係る出納等について監査することがある。

様式第3（第11条関係）

犬山市集会所等建築費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

犬山市長 様

申請者

町内会等の名称 _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

年 月 日付犬山市指令第 号で補助金の交付決定を受けた犬山市集会所等建築費補助事業を次のとおり計画変更（廃止・中止）することを承認願います

1 集会所等の名称 _____

2 変更内容

区 分	変更前の内容	変更後の内容

3 計画変更の理由 _____

※添付書類 計画変更後の内容がわかる書類（変更契約書の写し等）

様式第4（第12条関係）

犬山市集会所等建築費補助事業（工事）着手届

年 月 日

犬山市長 様

申請者

町内会等の名称

代表者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付犬山市指令第 号で補助金の交付決定を受けた犬山市集会所等建築費補助事業を下記のとおり着手しました。

記

1 集会所等の名称 _____

2 集会所等の所在地 _____

3 施 行 期 日 着 手 年 月 日

完了予定 年 月 日

※添付書類 工事請負契約書の写し

様式第5（第13条関係）

（表）

犬山市集会所等建築費補助事業実績報告書

年 月 日

犬山市長 様

申請者

町内会等の名称 _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付犬山市指令第 号で補助金の交付決定を受けた犬山市集会所等建築費補助事業が完了しましたので報告します。

1 事業実績

集会所等の名称			
集会所等の所在地			
施 行 期 日	着手	年 月	完了 年 月
総 事 業 費	円		
補助金交付決定額	円		

※添付書類

- (1) 工事着工前及び工事完了後の現場写真
- (2) 建築基準法に基づく建築主事の検査済証の写し（修理の場合は不要）
- (3) 領収書等の写し

2 効果（工事完了後の所感、評価等）

(裏)

3 決算額調

収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
市補助金	円	円	円	
計	円	円	円	

支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	
(収入－支出)	円	円	円	

様式第6（第14条関係）

犬山市集会所等建築費補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長 様

町内名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____ ⑩

犬山市集会所等建築費補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	金 円
補助事業名	年度犬山市集会所等建築費補助
交付指令年月日等	年 月 日犬山市指令第 号
交付決定額	金 円
上のうち受領済額	金 円

振込先口座

金融機関		口座名義人
銀行 金庫 支店 農業協同組合		フリガナ
預金種別	口座番号	名義
普通 当座 貯蓄		

様式第7（第14条関係）

犬山市集会所等建築費補助金概算払請求書

年 月 日

犬山市長 様

町内名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

犬山市集会所等建築費補助金について、犬山市集会所等建築費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

交付決定額	金 円
うち概算払請求金額	金 円
補助事業名	年度犬山市集会所等建築費補助
交付指令年月日等	年 月 日犬山市指令第 号

振込先口座

金融機関		口座名義人
銀行 金庫 支店 農業協同組合		フリガナ
預金種別	口座番号	名義
普通 当座 貯蓄		

